第1部 総 説

第1章 宮城県の環境施策の展開

宮城県は、平成7年4月に、「環境基本法」(平 成5年法律第91号) 制定等の国内動向を踏まえ、 良好な環境の保全及び創造について基本理念を定 め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らか にするとともに、良好な環境の保全及び創造に関 する施策の基本的な事項を定めることにより、県 民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを 目的として、「環境基本条例」(平成7年条例第16 号)を施行しました。平成9年3月には、同条例 の理念を具体化するため、県が環境施策を進める 上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」 を策定し、基本目標の達成に向けて各種施策を進 めました。平成18年3月には、この計画の期間が 終了したことを受け、平成18年度から平成27年度 までの10年間を計画期間とする、新たな環境基本 計画の策定を行いました。

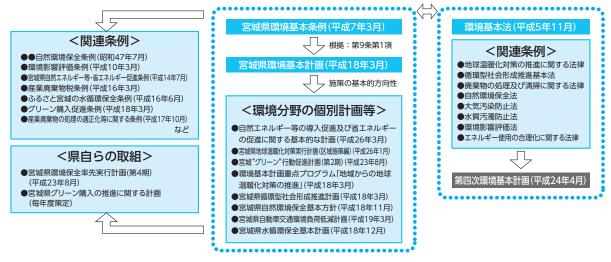
環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に 関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の 大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の 基本的方向性を与えるものであり、目指す将来像 を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体 間で将来像に対する認識の共有化を図るものとし ての役割を有したものであり、本県の環境施策は 同計画に沿って展開しているところです。

平成23年10月には、東日本大震災による甚大な 被害からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計 画」を策定しました。現在は、本計画に基づき県政を運営しているところですが、環境政策においては、計画の中で掲げる「持続可能な社会と環境保全の実現」を目指し、復興を図りながら環境基本計画で掲げる将来像を実現するための施策展開が必要になります。

宮城の豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に対応しつつ、環境の保全等の施策を幅広くかつ積極的に展開する必要があります。そこで、今後の施策の更なる拡充を図るため、平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、本県の良好な環境保全及び創造に資する環境施策をまとめた「みやぎグリーン戦略プラン」に基づく事業を開始しました。「みやぎ環境税」を活用し、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入及び間伐等の森林整備などに対する支援を行っています。

一方、県自らの環境負荷削減に向けた取組として、「宮城県環境保全率先実行計画(第4期)」に基づき、事務事業の執行に伴い発生する環境負荷の削減(省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及びグリーン購入の推進等)に取り組んでいます。

特に、平成23年度から引き続き、東日本大震災に起因する電力需給の逼迫を受け、一事業者の立場から、宮城県内の他事業者や家庭の模範となるよう節電を率先して実施しました。



▲図1-1-1 宮城県の環境施策体系の相関図

~宮城らしい低炭素社会の実現に向けて~

震災からの復興活動が本格化することに伴い、本県の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量は増加すると見込まれています。復興への歩みとともに、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの導入などにより、環境負荷の少ない持続可能な地域社会を目指します。

「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「再生可能エネルギー等の導入 促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の策定について

(1) 計画策定をめぐる経過

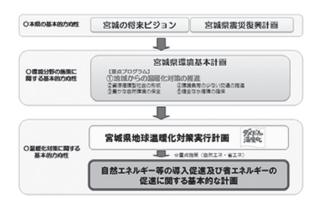
地域からの地球温暖化対策を強力に推進するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号。以下、「温対法」という。)第20条第2項に基づき策定した「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」が、平成22年度で終期を迎えることから、新たな「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「実行計画」という。)の策定を進めるとともに、併せて、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの促進に関する具体的な方向性を定めた「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」(以下、「再エネ・省エネ計画」という。)についても中間点検に着手しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災(以下、「震災」という。)により、本県を取り巻く状況が一変し、原子力発電所の停止や国のエネルギー基本計画の抜本的見直しなど、地球温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化しました。

こうしたことから、二つの計画をゼロベースで 見直すため、平成24年度に計画策定のための検討 組織を立ち上げたほか、宮城県再生可能エネル ギー等・省エネルギー促進審議会への諮問を行い、 基礎調査を実施しました。さらに平成25年度に は、国の温室効果ガス排出量削減目標の策定状況 なども踏まえながら、本県の目標や目指すべき方 向性について検討し、新計画*を策定しました。

計画策定を進める一方で、平成24年6月には「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、県有地への太陽光発電をはじめとする大規模導入プロジェクトやスマートシティ推進プロジェクトなどを進めてきました。

※「自然エネ·省エネ計画」は平成26年10月の条例改正に伴い名称が「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」に改められています。



▲図1-1-2 計画体系図

(2) 計画の概要

① 計画の体系

二つの計画は「宮城県環境基本計画」の重点プログラムである「地域からの温暖化対策」を推進するため、地球温暖化対策に関する基本的な方向性を示したものです。

このうち、実行計画では地球温暖化対策の方向性を、再エネ・省エネ計画では、温暖化対策の中核となる再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進に関する具体的な方向性を提示しています。

計画の中では、震災復興が進む中で増加する温室効果ガス排出量やエネルギー消費量を抑え、低炭素社会実現に向けた基盤づくりに努めることを目指しています。

② 計画期間・基準年

震災復興とともに計画の実現を目指すため、計画期間は「宮城県震災復興計画」(平成23年10月策定)の終期と合わせて平成26年度から平成32年度までとしています。

また、基準年は、震災前の状況としてイメージ しやすい震災発生直前の平成22年度としていま す。

宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

「ダメだっちゃ温暖化」〜地球のために宮城から〜

県は、環境保全と経済発展の両立を政策の一つ に掲げ、真に豊かな富県宮城の実現を目指しなが ら復興に向けた取組を進めています。

県民や事業者、行政など県民が一丸となって低 炭素社会を目指し、エネルギー多消費型社会から 省エネルギー型社会への転換を図ります。

(1) 宮城県の将来像

実行計画では、平成32年度の県の将来像を 「日々のくらし」「地域の姿」「ものづくり」の三つ の視点に分け、目指す姿を示しています。

① 日々のくらし

- ・低炭素型の建物による快適な暮らし
- ・エネルギーの効率的利用が図られている暮ら し
- ・一人ひとりが自然に二酸化炭素削減に努めて いる暮らし

② 地域の姿

- ・地域エネルギーの利活用が進んだ地域
- ・低炭素型のまちづくりが実現されている地域
- ・低炭素型の交通への転換が実現している地域

③ ものづくり

- ・クリーンエネルギー産業の発展による富県宮 城の実現
- ・環境にやさしい農業と食の地産地消の推進
- ・森林・林業ビジネス・バイオマス産業の活性 化

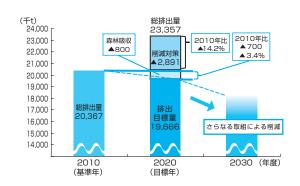
(2) 温室効果ガス排出削減目標

震災後、原子力発電所の稼動が停止したほか、 震災復興に伴いエネルギー消費量が増加してお り、平成32年度の温室効果ガス排出量は平成22年 度比で約15%増加すると見込まれています。

実行計画では、平成32年度の温室効果ガス排出量を震災前の水準まで戻す一方、間伐や森林経営活動により森林吸収量を確保することにより、目標年(平成32年度)における排出量を3.4%削減することを目指しています。

(目標)

平成32年度 1,966万6千t (平成22年度 2,036万7千t)



▲図1-1-3 排出削減量の目標

(3) 施策の方向性

① 日々の生活、事業活動における低炭素化の推進

家庭やオフィスなど民生部門における温室効果ガス排出量は年々増加傾向にあることから、建物や設備・機器の低炭素化を推進します。さらには、県民・事業者のライフスタイル転換を目指します。

② 地域づくりと連動した取組の推進

災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの 導入を目指します。

中でも再生可能エネルギー等を活用した新たなまちづくりを行う市町村への支援、地域のエネルギー資源を活用するための検討組織に対する支援や木質バイオマスの収集利用体制の整備に努めます。

③ 低炭素・エネルギー産業育成と産業界全体の 低炭素化

クリーンエネルギーに関連する産業の誘致・育成を図るほか、二酸化炭素の吸吸源となる森林の整備や県産材の利活用促進など森林・林業の活性 化による低炭素化を推進します。

④ 取組促進に関わるコーディネート

一人ひとりが地球温暖化防止行動をおこす 「きっかけづくり」や地球温暖化防止活動を実践す る人材の育成に努めます。

また、産・学・官の連携による技術開発の促進 を図るほか、「『ダメだっちゃ温暖化』宮城県民会 議」などを活用し、各機関との協働による地球温 暖化対策に係る県民運動を推進します。 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画 について

環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進

実行計画に掲げる温室効果ガス排出削減目標を 実現するためには、化石燃料の効率的な利用と再 生可能エネルギーの積極的な導入が重要となりま す。

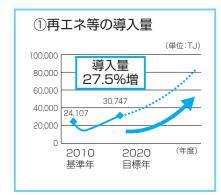
この計画では、復興に向けた新たなまちづくり の中で、環境と防災に配慮したエコタウンの形成 を推進します。

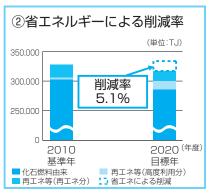
(1) 計画目標

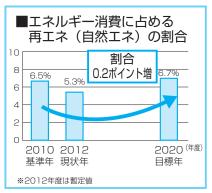
① 再生可能エネルギー等の導入量

平成32年度 30,747 T J (平成22年度 24,107 T J)

- ② 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率
 - 5.1% (平成22年度消費量ベース)
 - ※平成32年度のエネルギー消費量に占める再生 可能エネルギーの割合を6.7%(平成22年度比 0.2ポイント増)とします。
 - ※ J (ジュール)とは熱量の単位で、1 T J (テラジュール)(1 兆 J) は県内約14世帯分の年間エネルギー消費量に相当。







▲図1-1-4

(2) 基本方針と重点プロジェクト

イ 震災復興にあわせた建物の低炭素化の促進

家庭やオフィスなどの民生部門では冷暖房におけるエネルギーの消費がエネルギー消費量全体の4割を占めることから、建物のエネルギー消費効率を改善することが重要となります。

震災に伴い、建築物の建設需要が高まっている ことから、省エネルギー改修に対する支援など、 建築物の高断熱化を推進します。

ロ 太陽光発電設備の普及加速化

本県では太陽光発電が比較的優位であることから、引き続き住宅への太陽光発電設備の積極的な導入促進に努めるほか、県が保有する遊休地や施設の屋根などに、民間活力を活用した導入を推進します。

八 県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進

民生部門のエネルギー消費は年々増加傾向にあり、全体の4割を占めています。

震災に伴うエネルギー不足の経験を生かして継続的な省エネの取組につなげるために、地域で活動する地球温暖化防止活動推進員の活動支援や環境教育の充実に努めます。

二 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入 と持続的利用の推進

地域のエネルギー資源を活用するためには、地域ぐるみの取組に発展させることが重要です。

県は市町村や関係団体などと連携し、地域の検討組織へ支援を行うとともに、県がプラットホームとなって組織連携や情報共有を図り、各地での取組の機運醸成と普及加速化に努めます。

ホ 環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進 沿岸部などでは、震災復興に向け、高台移転な どの新たなまちづくりが進められています。

県は、市町など関係機関との連携を強化し、環境配慮型のまちづくりを支援するほか、災害時における防災拠点でのエネルギーの確保を図るため、公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。

へ 産学官連携による環境・エネルギー関連産業 の振興

震災後、環境関連分野の研究開発が盛んになる 一方、再生可能エネルギー等の導入加速化によ り、産業分野活性化への期待が高まっています。

環境と経済の両立した真に豊かな「富県宮城」 の実現に向け、新技術に関する産業創出や人材育 成、取引の創出に向けた取組を進めます。

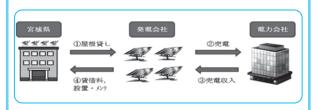
①震災復興にあわせた建物の低炭素化の推進

- ・震災の建替え需要に合わせ、エネルギー効率の高い住宅・建築物への取組を支援。
- ・抜本的対策が必要な既存住宅の高断熱化、 高気密化に向け、断熱改修への支援を実施。



②太陽光発電設備の普及加速化

- ・身近な再エネとして、導入状況などを勘案しながら 引き続き導入促進。
- ・製品の地産地消も視野に検討。
- ・「屋根貸し」による公共施設への導入。



③県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進

- ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や環境教育などを通じた、地域での取組を推進。
- ・普及啓発活動による幅広い層へのきっかけづくり を行う。





④地域に根ざした再生可能エネルギー等の 導入と持続的利用の推進

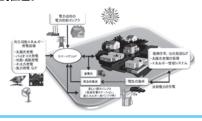
- ・自然情報や法規制などエネルギー資源活用に関する 情報を整理・提供。
- ・地域の検討組織や導入事業への支援を通じた普及の加速化。
- ・木質バイオマス利用システムモデルの構築。





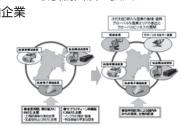
⑤環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進

- ・エコタウン(スマートシティ)形成に対する広 域的支援
- ・災害時における防災拠点への再エネ導入。
- ・道路等のインフラ整備で 省エネ対策を推進。



⑥産学官連携による環境·エネルギー関連産業 の振興

- ・再生可能エネルギーの大規模な導入やエコタ ウン形成の動きに合わせた産・学・官の連携 による新たなクリーンエネルギー産業の創出。
- ・エネルギー分野における取引創出及び拡大。
- ・関連産業への県内企業 参加促進による 県内産業の育成 と活性化。



▲図1-1-5 再エネ・省エネ計画における重点プロジェクト

第2章 環境基本計画の進捗状況

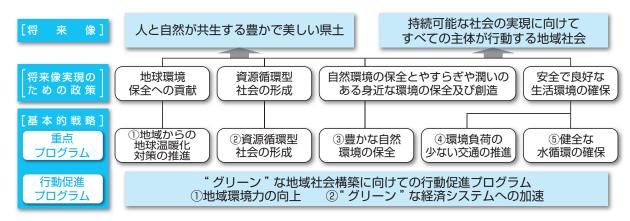
第1節 環境基本計画施策体系

1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

県内の各主体が連携し、及び協働して、宮城の環境をより良くしていくためには、本計画の目標とする将来像がすべての主体の共通の認識となることが必要です。本計画の目指す将来像は、第一に、「現在の環境に関する課題が解決されているとともに、本県の優れた自然環境等が確実に維持され、及び保全されている人と自然が共生する豊かで美しい県土」とし、第二に、「このような県土の実現から地球全体で取り組むべき地球環境問題

並びに資源及びエネルギー問題の対策までも含めた『持続可能な社会』の実現に向けて、すべての 主体が行動する地域社会」を掲げています。

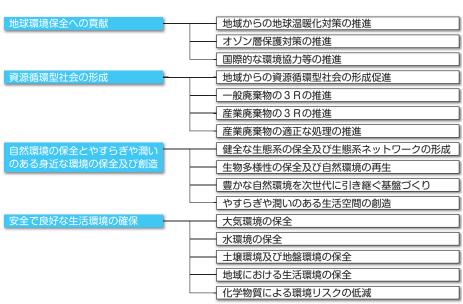
この将来像の実現のためには、一人一人の行動が重要です。そのため、県は、環境が社会や経済とともに向上するような社会経済システムに変えていくため、「地域環境力の向上」と「"グリーン"な経済システムへの加速」を進めていきます。



▲図1-2-1-1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

2 将来像実現のための政策と施策項目

環境基本計画の目標と する将来像を実現するため、4つの環境分野の政 策ごとに施策項目を掲 げ、これに沿って体系的 な施策を展開していま す。



▲図1-2-1-2 環境基本計画の将来像実現のための政策と施策項目

第2節 環境基本計画の進捗状況の点検評価

1 総合的評価

(1) 環境基本計画の基本的事項

① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有しています。

また、「再生可能エネルギー等の導入促進及び 省エネルギーの促進に関する基本的な計画」や「循 環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別 計画に基本的方向性を与えるものとして策定して おり、地球温暖化対策や資源循環型社会形成など の個々の分野の具体的な目標や施策は、これらの 個別計画において定めることになり、各個別計画 は、基本計画の実施計画となるものです。

② 計画期間

平成18年度から平成27年度

③ 施策の基本的戦略

将来像実現のため、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」及び「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、具体的目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

▼表1-2-2-1 将来像実現のための基本的戦略とプログラム分野ごとの個別計画(25年度現在)

	宮城県環境基本計画								
	I グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム								
	ı	■ 地域環境力の向上	1	宮城"グリーン"行動促進計画					
	ı	■ グリーンな経済システムへの加速							
-	П	各分野に関する重点プログラム							
本		● 地域からの地球温暖化対策の推進	2	環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」* 1					
基本的戦略			3	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画*2					
		● 資源循環型社会の形成	4	宮城県循環型社会形成推進計画					
		● 豊かな自然環境の保全	5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画					
		● 環境負荷の少ない交通の推進	6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画					
		● 健全な水循環の確保	7	宮城県水循環保全基本計画及び流域別計画					

- ※ 1 平成26年1月に「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が策定されました。
- ※ 2 平成26年10月の条例改正に伴い、名称が「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの推進に関する基本的な計画」に変更となりました。

(2) 平成25年度における点検評価結果

本計画に関連づけられる各個別計画は、それぞれの計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況を示す「達成度」及び「前年度実績値」からの改善度により評価を行いました。

その結果、測定可能な直近年度において、管理 指標19項目のうち、7項目で「当該年度に達成す べき目標値等」を達成しています。

なお、本計画は、環境マネジメントシステム(右 図参照)の考え方に基づき、進行管理を実施して います。

計画: Plan

基本目標の達成に 向けた施策の検討

見直し:Act

- ●施策の改善・見直し
- ●県民・事業者・民間団体など からの意見・提言の反映検討

実施: Do ●施策·事業の実施

点検・評価:Check

- 施策の実施状況等の把握 施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検・評価環境白書での公表
- 毎年度、運用の成果を環境白書にて公表
- ▲図1-2-2-1 環境マネジメントシステムに基づく計画の 推進イメージ

基本的戦略

計画

▼表1-2-2-2 各個別計画の管理指標の目標値達成状況(平成25年度指標)

管理指標

個別計画

プリーン体 地域 社会構 第年向けて の行動促進 プログラム 型語 一	1	基本 的 取哈	番号	10万月11世	管理指標 	状況*1	一				
□ 第に向けて の行動促進					環境配慮行 (eco do!) 宣言登 環境配慮行 録者数 (人)	©	・みやぎe行動(eco do!)出前講座を行った。				
事業者数 (件) 事業者数 (中) 事業者 (中)	I	築に向けて の行動促進	1		件数 みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言登	©	・住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助 制度等とのタイアップによる普及拡大活動の実				
地域からの 一						(3)					
地域からの 温暖化対策の推進 ** 温暖化対策の推進 ** 温暖化対策の推進 ** 電城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画** 1人1日当たりごみ排出量 (食/人・日)** 1人1日当たりごみ排出量 (存)	П	各分野に関	各分野に関する重点プログラム								
の推進 3 3 (原油検算 下 K) で			2	グラム「地域からの地球	-	_	・「みやぎ環境税」の活用による太陽光発電設備や その他省エネルギー設備の導入費用の一部を支 援した。				
(度/人・日)*2 一般廃棄物リサイクル率(%)*2 一般廃棄物最終処分率(%)*2 一般廃棄物最終処分率(%)*2 一般廃棄物最終処分率(%)*2 一般廃棄物最終処分率(%)*2 産業廃棄物排出量(千t/年)*2 産業廃棄物排出量(千t/年)*2 産業廃棄物財を活用した3 R促進のための設整備や研究開発に対する支援を行った。 産業のメンによるバトロールを実施した。 ・ 産業のメンによるがトロールを実施した。 ・ 産業のメンによるがトロールを実施した。 ・ 産業のメンによるがトロールを実施した。 ・ 産業のメンによるがトロールを実施した。 ・ 産業のメンによるのと実施であるとめの広報を活動を行った。 ・ 産業のメンによる力を実施を実施した。 ・ 産業のメンによる力を実施した。 ・ 一般の保養・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) 「高城県自動車交通環境 基準下限値達成率(%)*2 「会域の保全 を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) 「京遊粒子状物質の沿道における環境 基準上ので当時であると促進した。 ・ 県自らが率先して低公害車を導入するなど低害車の当路を促進した。 ・ 第3 セクター鉄道事業に対する補助等をはした自動車交通量の低減に資する取組を支援した。 ・ エコドライブに関する普及啓発を実施した。 ・ エコドライブに関する普及啓発を実施した。 ・ エコドライブに関する普及啓発を実施した。			3	等の導入促進及び省エ ネルギーの促進に関す		©					
一般廃棄物リサイクル率(%)*2 た取組を実施した。 た取組を実施した。 企業廃棄物排出量(干t/年)*2 た取組を実施した。 企業廃棄物排出量(干t/年)*2 で産業廃棄物排出量(干t/年)*2 で産業廃棄物排出量(干t/年)*2 で産業廃棄物排出量(干t/年)*2 で産業廃棄物排出量(干t/年)*2 で産業廃棄物が出土のでは、 一般廃棄物最終処分率(%)*2 で産業廃棄物が出土のでは、 で産業廃棄物が出土のでは、 で産業廃棄物が出土のでは、 で産業廃棄物が出土のでは、 で産業廃棄物がは、 で表しては、 で表しては、 で表しては、 で表して、 で表しては、 で表して、 できない、 で表して、 できない、 で表して、 でまる、 できない、 で表して、 でまる、 できない、 できない、 でまる、 できない、 できない、 できない、					1人1日当たりごみ排出量 (g/人·日) *2	@					
資源循環型社会形成 在業廃棄物排出量(千t/年) **2 ・ 産業廃棄物排出量(千t/年) **2 ・ で 大きりを見ばいが激変した貴重な動植物・モニタリング調査を行った。 一般発車を関係を関係した。					一般廃棄物リサイクル率(%)*2	©					
産業廃棄物排出量(千七/年) *2			4		一般廃棄物最終処分率(%)*2		・産廃Gメンによるパトロールを実施した。				
 豊かな自然 環境の保全 5 宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画					産業廃棄物排出量(千t/年) *2						
豊かな自然 環境の保全 を					産業廃棄物リサイクル率(%)*2						
豊かな自然 環境の保全 5 宮城県自然環境保全基 本方針及び関連計画 一					産業廃棄物最終処分率(%)*2	©					
基準下限値達成率 (%) ** ** * * * * * * * * * * * * * * * *			5		目的とした指定地域の県土面積		・第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理 計画の進行管理を行うなど、野生生物保護対策				
環境負荷の 少ない交通 の推進 5							・県自らが率先して低公害車を導入するなど低公害車の普及を促進した。				
の推進 自動車交通騒音の道路に面する 地域の環境基準達成率 (%) *2 自動車からの二酸化炭素排出量 の平成17年度からの削減率(%)		少ない交通	6	6		→	自動車交通量の低減に資する取組を支援した。				
の平成17年度からの削減率(%) ・ 流域水循環計画推進会議の開催や 流域活動				負荷低減計画 							
一 一 一 一 一 一 一 一 一											
注らかた落わ (占) **2 / ** / *		健全な水循環の確保			清らかな流れ(点)**2	©	・流域水循環計画推進会議の開催や、流域活動団体への簡易測定資材等を提供し活動を支援した。				
健全な水循 宮城県水循環保全基本 豊かな流れ (点)*2			7		豊かな流れ (点) * ²		-				
□ 安全な流れ(点)*2				, DI LIVO WILLOWS - MI SKEI	安全な流れ(点)*2						
豊かな生態系(点)*2					豊かな生態系(点)*2						

目標達成

平成25年度において講じた主な施策**3

- ※1 目標達成状況におけるマークの意味は以下のとおりです。
 - : 年度目標を達成した項目
 - ∞:年度目標は未達成であるが、前年度数値から改善している項目
 - ↑: 年度目標は未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目

なお、年度ごとの達成目標値を設定していない場合においてもその進捗を確認するため、各計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として年度ごとの目標値を算出し、確認しています。

- ※2 平成24年度における目標達成状況を示しています。(平成24年度が「測定可能な直近年度」となっています。)
- ※3 具体的な内容は、第2節2から7における「平成25年度に講じた施策」の中で示しています。
- ※ 4 平成26年1月に「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が策定されました。
- ※5 平成26年10月の条例改正に伴い、名称が「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの推進に関する基本的な計画」に変更となりました。

(3) 平成25年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

今日の環境問題は、解決すべき課題に対応した 多様な施策手段を適切に活用するとともに、最適 な組合せで施策を展開することが必要です。

また、県民及び事業者等のすべての主体の中に 環境への配慮が織り込まれ、継続的に環境保全へ の取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた 施策が重要となります。

そこで、県自らも県有施設のスマート化や、県内事業者から創出される環境価値に対する国内クレジットやカーボン・オフセット事業等を率先垂範することにより、事業者等を牽引していかなければなりません。

平成23年度から、地球温暖化をはじめとした喫緊の環境問題への対応と、本県の豊かな環境を守ることを目的に、「みやぎ環境税」を活用した施策展開が始まりました。東日本大震災に対する復旧・復興に配慮し、今後は「再生可能エネルギー普及の加速化・省エネルギー対策の推進」と「生活基盤の再建と災害に強い県土づくり」という視

点を盛り込み、宮城の将来像の実現に向けた事業を実施していきます。

また、東日本大震災を踏まえた新たな「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定するとともに、同計画の実施計画として位置付けられる「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」においても新たな目標値を設定し、県内における温室効果ガス排出削減に向けた取組と再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進を進めていきます。

再生可能エネルギー等の中でも、住宅用太陽光 発電システムは、県民に最も身近で普及が進みつ つあるエネルギーであり、環境への配慮のみなら ず、節電や防災の観点からも効果が見込めること から、県内住宅への太陽光発電システムの導入を 加速させます。

さらに、震災からの復興に向かう中で、県民及 び事業者における環境配慮行動の促進及び定着 は、基本計画で掲げる将来象である「持続可能な 社会の実現」の観点から必須であることから、取 組を推進するための施策を展開します。

2 "グリーン" な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

~宮城 "グリーン" 行動促進計画~

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

地球温暖化対策をはじめとした環境分野全体を 「行動促進」という観点で捉えた計画であり、環境 基本計画に基づく「グリーンな地域社会構築に向 けての行動促進プログラム」を推進するための実 施計画として位置付けられています。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な行動について、一人一人の個別の行動促進対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革(地域環境力※1の向上及びグリーンな経済システム※2への加速)を目指すものです。

※1 地域環境力:

地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていこうとする意識・能力の高まり

※2 グリーンな経済システム: 環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者 が市場において適切に評価されること

③ 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊かな社会構築に進む中で、一人一人の行動 により県内の環境負荷を減らす」こととして、数 値目標を設定しています。

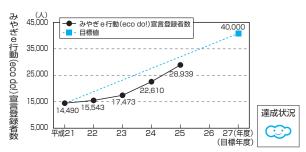
② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、平成25年度の 状況は次のとおりでした。

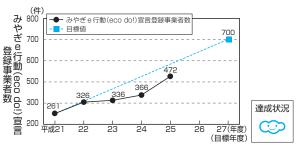
▼表1-2-2-3 宮城 "グリーン" 行動促進計画の指標値の 達成状況

	管理指標	目標値 (平成27年度末)	実績値
環境配慮行動	みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言登録者数* ¹	40,000人	28,939人
宣言登録件数	みやぎ e 行動(eco do!) 宣言登録事業者数* ²	700事業所	427事業所
環境マネジメントシステム構築事業者 数		800事業所	671事業所

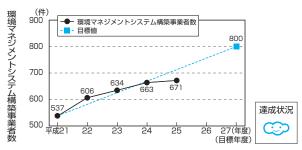
- ※1 県民向けの「わたしのe行動(eco do!)宣言 があります。
- ※2 事業者向けの「わが社のe行動(eco do!)宣言」があります。



▲図1-2-2-2 環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録者数の推移



▲図1-2-2-3 環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録者事業者数の推移



▲図1-2-2-4 環境マネジメントシステム構築事業者数の 推移

環境配慮行動宣言登録件数は、目標値に達していないものの、みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数については昨年度実績と比べて28.0%増加しました。

また、環境マネジメントシステム構築事業者数は、年度目標を下回ったが、目標達成に向け上昇傾向にあります。

③ 平成25年度に講じた施策

ア 地域環境力の向上を目指した取組

平成23年度から小学生を対象に始めた「みやぎe 行動 (eco do!) 出前講座」における普及啓発や、住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップにより、みやぎe 行動 (eco do!) 宣言登録の促進に努め、環境配慮行動の家庭や地域への拡大を図りました。

● みやぎ e 行動 (eco do!) 出前講座 対象: 県内小学校 3 ~ 6 年生804人 (804件の宣言登録)

●住宅用太陽光発電システム補助者へのe行動 (eco do!) 喚起

5,166件の宣言登録

イ グリーンな経済システムへの加速を目指した 取組

企業や団体等と情報交換を行い、「わが社の e 行動 (eco do!) 宣言手引書」を配布するなど、事業者への環境配慮経営の普及促進を図りました。 (※ア、イの詳細は第3部第1章及び第5章に記載しています。)

④ 現状及び課題

本計画の基本目標を達成させるためには、日常 生活及び事業活動の変革が重要であることを踏ま え、平成23年度から新たな指標で進捗状況を管理 しています。

本計画の指標については増加傾向にあるものの、目標値を達成していないことから、より一層環境配慮行動の普及を図る必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

日常生活及び事業活動を環境に配慮したものに していくためには、環境と地域活動と経済がそれ ぞれ相互に関連し合い、向上していくような地域 社会に変えていくことが重要です。

近年、環境意識の高まりから、道路や河川等での環境保全活動への取組や、企業の社会的責任の一環として植林活動に参加する事業者が増加しており、社会との関連性が芽生えつつあります。この関連性をさらに高めるためには、県民、事業者、行政といった各主体一人一人が地域及び地球環境問題について自ら気付き、考え、行動することが重要です。

環境と経済の観点では、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、環境配慮製品や環境配慮経営を実践している事業者を選択することで、環境性能に優れた技術及び製品の開発を促進し、環境と経済が両立した持続可能な社会の構築に向かうことができます。

本計画で掲げる目標達成に向け、各主体一人一人が参画できる機会や場となる各種施策を実施するとともに、主体一人一人の意識的な参画を促す「環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録」と「環境マネジメントシステム」を普及していきます。

3 地域からの地球温暖化対策の推進

~環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」~

(1) 計画の概要

※平成25年度の施策をまとめるため、同年において適用 されているプログラムによる対応を記載しています。

① 位置付け・役割

環境基本計画の個別計画である「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」は、地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示すものでした。

同計画は平成22年度を目標年度としており、新たな計画見直し作業を進めていましたが、東日本大震災の影響により新たな計画の策定が困難となったことから、平成25年度までは上位計画である環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」に基づき、総合的な推進を図っています。

② 施策展開の考え方

以下4つを重点的に推進し、多様な政策手法を 組み合わせて用いることで、より実効性の高い温 室効果ガスの排出削減を総合的かつ計画的に推進 します

- "脱・二酸化炭素"連邦みやぎ形成事業
- ●再生可能エネルギー等の導入促進
- 省エネルギーの促進
- •二酸化炭素吸収源対策

③ 計画期間

平成18年4月から平成28年3月まで(環境基本計画による計画期間)

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

京都議定書の目標達成に向けた枠組みの中、これまでのエネルギー多消費型の生活様式及び社会システムを見直し、地域からの取組を積極的に推進し、地球温暖化防止に県民運動として取り組む社会の実現を図ります。(環境基本計画における「地域からの地球温暖化対策の推進」に係るプログラム目標)

② 数値目標に係る指標値の状況

環境基本計画の重点プログラム「地域からの地

球温暖化対策の推進」においては、管理指標を設 定していません。

③ 平成25年度に講じた施策

ア 新たな基本計画の策定

震災後の本県を取り巻く状況の変化や国の地球温暖化対策やエネルギー政策の変化を踏まえ、「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」についてゼロベースで見直すべく、宮城県環境審議会地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定専門委員会議において検討を進めてきました。この結果、平成26年1月に宮城県環境審議会から計画案の答申を受け、同年同月に新たな計画として、「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

(※新計画の詳細は、第1章宮城県の環境施策の展開に記載しています。)

イ 各種支援

- 地球温暖化対策推進法第23条の規定に基づき、知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員への活動支援等(推進員を対象とした研修会を開催し、地球温暖化防止に係る各種情報を提供するもの。)を行いました。
- ・住宅用太陽光発電システム設置者や事業所へ 新エネルギー設備を導入する事業者に、その 経費の一部を補助することで、県内での新エ ネルギー設備の導入を促進しました。
- 緊急時に避難所等として使用される公共施設 へ再生可能エネルギー設備と、停電時にも必 要最小限度の電力が供給できる蓄電池を導入 する市町村等に対して支援を行いました。
- 民間事業所へ省エネ設備を導入する事業者に 対する補助を実施し、地球温暖化対策の推進 に努めました。
- 「みやぎ環境税」を財源として、市町村が実施する地域の良好な環境の保全・創造に資する事業に要する経費に対し、交付金を交付し、市町村の取組を支援しました。
- 地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の吸収源対策として、造林未済地への植林や 若齢林に対する間伐を実施した森林所有者等 に対して補助を行いました。

④ 平成25年度点検評価を踏まえた課題

県内の二酸化炭素排出量全体としては、近年減 少傾向にあるものの、民生部門における排出量は 増加傾向にあります。

県では、これまで再生可能エネルギーや省エネルギーに資する設備の導入補助など、化石燃料由来エネルギーの消費縮減や間伐・植林による森林の保全に努めてきましたが、地球温暖化の課題を解決するためには、日常の生活の中で家庭、事業所における県民一人一人の取組が重要であることから、復興の歩みとともに地域における取組の拡大を図ることが必要です。

(3) 「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」の今後の方向性

① 県内の温室効果ガス排出量について

「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」では、 県内の温室効果ガス排出量について、目標年次で ある平成22年度において18,585千t - CO_2 (一人当 たり7.36t/ CO_2) に削減することとしています。

宮城県内の温室効果ガス排出量の推移をみると、基準年次である1990年度以降、排出量は増加傾向にあり、2割程度上回る状態が続いていましたが、2005年度の21,798千 t (一人当たり9.24 t/CO₂)をピークに減少傾向となっています。

排出量の内訳を見ると、産業部門をはじめ、総じて減少傾向にありますが、民生部門では排出量が増加傾向にあり、排出量全体に占める割合は4割程度となっています。

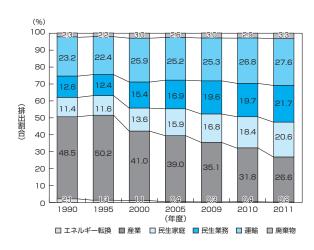


図1-2-2-5 県内の温室効果ガス排出量の内訳

② 今後の施策展開の方向性

「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画でしたが、震災や原発事故を踏まえた国のエネルギー政策の動向や再生可能エネルギー導入に対する機運の高まりを考慮し、平成26年1月の「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

今後は、策定された新計画に基づき、平成26年3月に策定された「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」との連動を図りながら、温室効果ガス排出量削減に向け、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組むほか、みやぎ環境税を活用し、地球温暖化防止に向けた施策を展開していきます。

※平成26年度に「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー 促進条例(平成14年条例第41号)」が一部改正され、「自 然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関 する基本的な計画」は名称が「再生可能エネルギー等の 導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計 画」に改められました。

~自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画~

(1) 計画の概要

※平成25年度の施策をまとめるため、同年において適用 されている旧計画を記載しています。

① 位置付け・役割

環境基本計画の地球環境保全及び「"脱·二酸化 炭素"連邦みやぎ推進計画」の重点的推進対策で ある新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の 実施計画として位置付けられています。

また、再生可能エネルギー等の導入促進及び省

エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や 京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各 部門での施策、事業者としての県自らの率先的な 取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付けて展開します。

- 住宅の省エネルギー促進プロジェクト
- "脱・二酸化炭素"連邦みやぎ形成事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト
- ●再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成25年度における点検評価

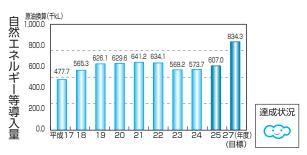
① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の10%以上を自然エネルギー等の導入により達成し、併せて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指しています。具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成27年度に834.3千 k L を目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成25年度の再生可能エネルギー等の導入量を みると、原油換算で607.0千kLとなっています。 中でも、製紙・製材工場等におけるバイオマスボ イラーをはじめ、主にバイオマスエネルギーの導 入が進んでいましたが、東日本大震災によりバイ オマスボイラーが被災し、一部が使用中止となっ たことから、目標を下回る結果となりました。

一方、太陽光発電システムの導入が大幅に進んだことなどから、平成24年度との比較では33.3千kLの増加となっています。



▲図1-2-2-6 自然エネルギー等導入の目標及び実績

③ 平成25年度に講じた施策

ア 新たな基本計画の策定

震災後の状況を踏まえ、本計画をゼロベースで 見直すべく、宮城県自然エネルギー等・省エネル ギー促進審議会において、検討を進めてきました。

平成26年1月に審議会から計画案の答申を受け、計画案は2月県議会において承認を受け、新計画として策定しました。

イ 再生可能エネルギー等・省エネルギー設備の 導入支援

住宅用及び事業所用の太陽光発電設備やLED 照明等の設備導入に対し補助を行いました。

(※新計画の詳細は、第1章特集に、上記イの詳細は第3 部第1章に記載しています。)

④ 平成25年度点検評価を踏まえた課題

再生可能エネルギー等の導入量について、平成25年度実績では607.0千kLであり、平成27年度目標に対する達成率は約73%でした。その要因としては、技術開発のスピードやコスト低減幅などが計画策定時の想定に至らなかったことのほか、東日本大震災によるバイオマス利用施設の一部が被災したことなどが挙げられます。

⑤ 今後の施策展開の方向性

新たな基本計画と、この計画の上位計画であり 本県の温暖化対策の基本となる計画である「宮城 県地球温暖化対策実行計画」の策定により、低炭 素社会に向けた本県としての施策についての新た な方向性を定めました。

今後は、震災という未曾有の大災害からの復興 を進めていく中で、計画に掲げる重点推進事項を 中心として、「みやぎ環境税」なども活用しなが ら、可能な限り再生可能エネルギー等の導入促進 及び省エネルギーの促進を進めていきます。

4 資源循環型社会の形成

~宫城県循環型社会形成推進計画~

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」という。)に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画であり、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成~意識から行動へ~」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、以下の基本方針を掲げ、廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

【基本方針】

- ●すべての主体の行動の促進
- ●循環型社会を支える基盤の充実
- ●循環資源(廃棄物等)の3Rの推進

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで (中間目標年度:平成22年度)

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である平成27年度の基本目標値を次のとおり定めています。

一般廃棄物

県民1人1日当たりのごみ排出量	930g/人·日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

・産業廃棄物

排出量	11,450千 t /年
リサイクル率	31%
最終処分率	1%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成22年度(中間目標年度)の 指標値は下記のとおりですが、一部の指標では平 成24年度の実績値が最終目標年度である平成27年 度の目標値に既に達しています。

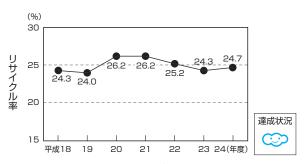
一般廃棄物

	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
県民1人1日当たり のごみ排出量	1,000g/人·日	1,027g/人·日
リサイクル率	30%	24. 7%
最終処分率	12%	13. 1%

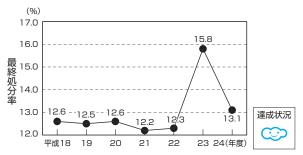


▲図1-2-2-7 1人1日当たりごみ排出量 (注) の推移

(注) ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量 ※ 平成20年度の排出量は、岩手・宮城内陸地震による災害廃棄物を 除いています。また、平成22年度及び平成23年度の排出量は、東日 本大震災による災害廃棄物を除いています。



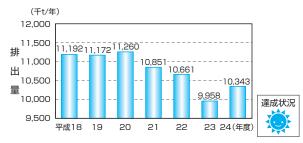
▲図1-2-2-8 リサイクル率の推移



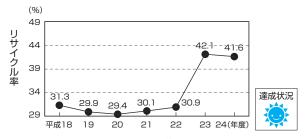
▲図1-2-2-9 最終処分率の推移

・産業廃棄物

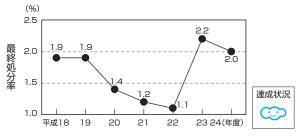
	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
排出量	11,971千 t /年	10,343千 t /年
リサイクル率	31%	41.6%
最終処分率	2 %	2.0%



▲図1-2-2-10 排出量の推移



▲図1-2-2-11 リサイクル率の推移



▲図1-2-2-12 最終処分率の推移

③ 平成25年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の 醸成を図るため、啓発活動を実施しました。
- 県内企業の3Rの取組を支援するため「環境 産業コーディネーター」による企業訪問活動 を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を 促進しました。
- 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3R を促進するための設備整備に対する費用助成 や、事業者が連携してリサイクルの仕組みを 構築するための費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適

正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の 早期発見・早期対応を実施しました。

不適正処理の未然防止を強化するために、事業者等へ廃棄物処理制度に関する講習会を実施したほか、財政基盤の脆弱性を理由とする不適正事案を未然に防止するため、事業者の財務状況を把握する等の指導強化事業を実施しました。

(※詳細は第3部第2章に記載しています。)

④ 平成25年度点検評価結果を踏まえた課題

国の経済政策や震災復興需要などによる産業活動の活性化により、産業廃棄物の排出量の増加が 見込まれるため、今後とも産業廃棄物の適正処理 の推進に積極的に取り組む必要があります。

また、震災の影響により一般廃棄物の発生量が 増加しており、県民の3Rに対する意識の啓発や 市町村の取組の支援を継続する必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の基本理念及び基本方針に基づき、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源(廃棄物等)の3Rの推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」に関し、より有効な手段を組み合わせて施策を展開していきます。

具体的には、「みやぎ産業廃棄物 3 R等推進設備事業」などの産業廃棄物発生抑制及び再生資源化等の活用を促進するため、環境関連企業に対してさらなる啓発・支援を行い、循環型社会の実現を目指します。

さらに、「3RラジオスポットCM」などの普及 啓発や市町村3R連絡会議の開催などの市町村の 3R施策充実を目的とした「市町村3R連携事業」 などを活用し、課題解決に向けた事業を進める市 町村を支援していきます。

5 豊かな自然環境の保全

~宮城県自然環境保全基本方針及び関係計画~

(1) 基本方針の概要

① 基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、「自然環境保全条例」(昭和47年宮城県条例第25号)に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同 方針において、次の3つの基本目標を掲げ、それ ぞれについて、各種計画・事業により実現を図っ ていきます。

【3つの基本目標】

- ●健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成 (場の確保)
- ●生物多様性の保全と自然環境の再生 (質の確保)
- ●豊な自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり (主体の確保)

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 基本方針における基本目標

3つの基本目標のうち、「場の確保」に関する「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」について数値目標を設定し、平成27年度において現状維持の26%とすることを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成25年度は、昨年度と同様に26.06%となっており、数値目標である26%を達成しています。

▼表1-2-2-4 県土面積に占める割合の変遷

面積単位:ha

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自然公園面積	171, 199	171, 199	171, 199	171, 199	171, 199	171, 199	171, 199	171, 199
県自然環境保全地域面積	7, 817	7, 817	7, 817	8, 572	8, 572	8, 572	8, 572	8, 574
緑地環境保全地域面積	10, 092	10, 101	10, 101	10, 101	10, 101	10, 101	10, 101	10, 101
合計 (A)	189, 108	189, 117	189, 117	189, 872	189, 872	189, 872	189, 872	189, 874
県土面積(B)	728, 573	728, 573	728, 573	728, 575	728, 575	728, 575	728, 577	728, 577
A/B (%)	25. 96	25. 96	25. 96	26.06	26.06	26.06	26.06	26.06



③ 平成25年度に講じた施策

- ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの 形成(場の確保)を目指した取組
 - ・震災により生息・生育状況が大きく改変した 貴重な動植物のモニタリング調査を行うとと もに、国定公園の保全対策を講じ、自然環境 保全対策を推進したほか、有識者の意見をも とに、生物多様性地域戦略の骨子案を策定し ました。
 - 百万本植樹事業を実施するとともに、みやぎ バットの森植樹祭を開催したほか、里山林協 働再生支援事業の新規協定締結を促進するな ど、豊かなみどり空間の保全・創出を図りま した。

- イ 生物多様性の保全と自然環境の再生(質の確 保)を目指した取組
 - ・第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の進行管理を行い、野生鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護思想の普及啓発に取り組んだほか、津波被災地における希少野生動植物の保護保全及びレッドデータブックの改定に向けて必要な調査を行うなど、野生生物保護対策を推進しました。
 - 伊豆沼・内沼において、沈水植物の増殖・移植、水生植物適正管理、水質改善導水実験及びモニタリング等を実施し、自然環境保全・再生を推進したほか、有識者会議における専門的意見の聴取及び庁内連携の下、生物多様

性地域戦略策定作業を進めました。

- ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づく り(主体の確保)を目指した取組
 - 森林を利用した自然体験や自然観察の案内を 行う森林インストラクターや、森林公園の管理を支援する自然環境サポーターを養成し、 豊かな自然環境を次世代に継承する人づくり を推進しました。

(※ア〜ウの詳細は、第3部第3章に記載しています。)

④ 平成25年度点検評価を踏まえた課題

- 防災集団移転促進事業や海岸保全施設等の復旧工事の箇所が自然公園区域や地域森林計画対象民有林の所在地域である場合は、引き続き自然環境保全と早期復興との調和を図りつつ、各種特例措置の適用及び許可等の判断を迅速かつ適正に行っていく必要があります。また、復旧工事に必要な土石採取やソーラー発電関連施設の設置等のさらなる増加が見込まれることから、今後、情報収集に努め、適切かつ迅速に対応していく必要があります。
- 震災によって自然環境が大きく変容した沿岸 地域について、継続して学術調査を実施する とともに、損なわれた自然環境を再生するこ とにより本県の生物多様性の保全を図ってい く必要があります。
- 南三陸金華山国定公園が三陸復興国立公園に編入されるまでに、国のグリーン復興プロジェクトを支えるソフト事業や人的体制整備に着手していく必要があります。
- •農作物被害等をもたらす野生鳥獣の個体数増加・生息域拡大が進む一方で、狩猟者の減少に加えて原発事故による放射性物質の影響により狩猟による捕獲数が減少していることから、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、引き続き野生鳥獣の適切な保護管理の推進、担い手確保に取り組む必要があります。
- 被災者の心のケアや体力向上のため、自然と 触れ合う機会や自然環境について学ぶ機会を

増やし、自然を正しく理解し大切にする人づくりを積極的に推進していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

- ・被災市町と十分に調整を行いながら、引き続き自然と復興事業との調和を図りつつ、各種特例措置の適用及び許可等の可否の判断を迅速かつ適正に行います。また、開発行為の指導に当たっては、事業者にも制度等について分かりやすく説明しながら、引き続き、適切かつ迅速な対応に努めます。特に、土石の採取については、法令上の手続をとらずに行われることのないよう、監視体制の強化に努めます。
- ・被災した沿岸域におけるモニタリング調査を 継続するとともに、伊豆沼・内沼の自然再生 事業では、新たに在来生物の生息・生育数の 増加に取り組むほか、蒲生干潟の自然再生に 関する情報交換の場を設けます。また、本県 の生物多様性の保全及び持続的利用に関する 地域戦略を策定します。
- みちのく潮風トレイルを活用する体制整備を 図るため、人材やボランティアの活動支援策 を強化します。
- 鳥獣保護事業計画等に基づく有害鳥獣捕獲や 個体数調整などの野生鳥獣の保護管理に欠か せないモニタリング調査を科学的・計画的に 行うため、県林業技術総合センター等の研究 機関との連携を一層深め、野生生物の保護管 理体制の強化を図ります。また、県猟友会と の連携・協力により、若手狩猟者確保のため の普及啓発・研修体制を構築し、狩猟者全体 の底上げと後継者育成を図ります。
- 環境教育や里山体験のほか、エコツーリズムや野生鳥獣対策、企業等が取り組む森林整備を通じた社会貢献活動を支援する場として、 県民の森施設の改修工事を行うとともに、里山環境学習林を整備します。

6 環境負荷の少ない交通の推進

~宫城県自動車交通環境負荷低減計画~

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

自動車交通に伴う環境負荷の低減方策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与するものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割を担うものです。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害及び地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ 広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ優先的取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的 に実施します。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

以下の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のも とに具体の数値目標を定めています。

【3つの基本目標】

- ●道路沿線の大気環境を改善する
- ●道路沿線の騒音を改善する
- ●自動車からの二酸化炭素排出量を減らす

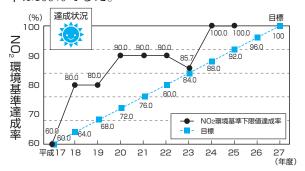
【数値目標】

- ●二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 …100%
- ●浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率
- …100% ・自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率 …100%
- ●自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量…10%

② 数値目標に係る指標値の状況

ア 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達 成率

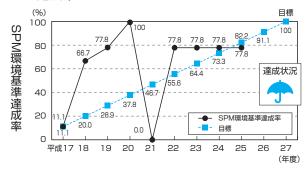
平成25年度は、自動車排出ガス測定局9局において二酸化窒素環境基準下限値の達成率88%を目指していましたが、実績では9局が達成し、達成率は100%でした。



▲図1-2-2-13 自動車排出ガス測定局 二酸化窒素環境 基準下限値達成率(日平均98%除外値)

イ 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

平成25年度は、自動車排出ガス測定局9局において浮遊粒子状物質環境基準(短期的評価)の達成率82.2%を目指していましたが、達成は7局で、達成率は77.8%でした。



▲図1-2-2-14 自動車排出ガス測定局 浮遊粒子状物質 環境基準達成率 (短期的評価)

ウ 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成25年度は、自動車交通騒音評価対象区間に おいて、対象世帯の97.3%が昼間、夜間ともに環 境基準を達成することを目指しており、対象世帯 74,488世帯のうち、67,078世帯が目標値に達し、 達成率は90.1%でした。

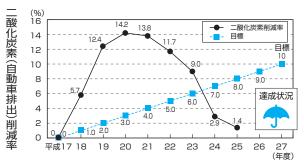


▲図1-2-2-15 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率(昼間・夜間とも達成)

エ 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度 からの削減量

二酸化炭素排出量の算出は、統計データの入手 の都合上時間を要するため、毎年度の進行管理に 当たっては、県内のガソリン及び軽油の販売実績 から算出した「暫定値」により評価することとし ています。

平成17年度(基準年)における二酸化炭素排出 量暫定値は5,930,564tであり、平成25年度は、こ の暫定値から8%削減することを目標とし、平成 17年度からの削減率は1.4%でした。



▲図1-2-2-16 自動車からの二酸化炭素排出量 (平成17年度からの削減率)

③ 平成25年度に講じた施策

ア 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した 取組

「グリーン購入促進計画」を踏まえて県自らが率 先して低公害車を導入するなど、低公害車の普及 を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・ 取り締まりを行い、自動車の運行に伴う単体から の騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組 第3セクター鉄道事業(阿武隈急行)に対する 補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費 の一部補助を行うなど、自動車交通量の低減に資 する取組への支援を実施しました。

ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進することともに、信号

機や交通管制センターの高度化、違法駐車の指導 取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化など による「交通流の管理」を推進し、交通流の一層 の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、11月の推進月間に庁内放送実施、運転免許更新講習教本・自動車税納税通知書でのPR等を実施するとともに、「エコドライブ宣言」の登録者(個人・事業者)に対しエコドライブ宣言ステッカーを303枚交付しエコドライブの実践を促しました。

④ 平成25年度点検評価を踏まえた課題

各管理指標は、いずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しているものの、東日本大震災復興事業等の影響による車両等の増加により、浮遊粒子状物質の環境基準達成率が横ばいであるほか、自動車騒音の環境基準達成率及び自動車からの二酸化炭素排出量削減率については低下しました。東日本大震災の復興事業等の影響による交通量の増加が指摘されており、今後の計画目標の達成のためには、各種施策を総合的かつ効果的に推進し、県民・事業者等が一体となって自動車交通公害の解決に向けて取り組むよう促すことが必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施 策を重点的に推進することとしています。

【3つの重点施策】

- 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の良い「低公害車」の普及促進
- ●経済的メリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組 める「エコドライブ」の普及促進
- 県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の 大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策 の推進

また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発及び調査測定を基本的な7施策とし、地域や路線ごとの状況に応じて施策を選択し、効果的に推進することとしています。

今後も、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に進めていくとともに、ホームページをはじめとして各種媒体を活用した県民・事業者へのエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

7 健全な水循環の確保

~宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画~

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成16年条例第42号) に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置付けられています。

また、流域水循環計画は、水循環基本計画に基づき策定されています。

② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、流域ごとの特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を流域水循環計画で示しています。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。

また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定していきます。

【流れの視点】

- ●施策の連携(一つの要素に対して効果のある複数の施 策を連携させる)
- ●上流域と下流域の連携(流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する)
- ●各計画主体間の協働(施策の円滑な推進に向けて、県 民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互 いに連携を図る)

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成25年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

健全な水循環を保全するため、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点で評価し、県全体で、「清らかな流れ」については10点を目標に、それ以外については、それぞれの現況値(本計画策定時点で順に、7.6、6.4、6.5)を維持・向上することとしています。5つの流域水循環計画についても同様に、流域ごとに目標値を設定しています。

ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

イ 豊かな流れ

地下水涵養量(森林の流出係数との乖離)及び河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ河川からの利水量がない場合10点となります。

ウ 安全な流れ

河川整備率(整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合)で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

エ 豊かな生態系

植物自然充実度及び河川生物生息環境指標で表す指標で、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、測定可能な直 近年度の状況は下記のとおりでした。

▼表1-2-2-5 基本目標における指標値の達成状況

管理指標	目標値(点)	実績値 (点)	達成状況
清らかな流れ	9. 5	7.8	©
豊かな流れ	7. 6	7. 7	
安全な流れ	6. 4	6. 4	
豊かな生態系	6. 5	6. 5	

^{※「}清らかな流れ」は平成25年度実績値であり、それ以外の管理指標は平成24年度実績となっています。

管理指標のうち、「清らかな流れ」は7.8点でした。湖沼における達成率が依然として低位にとどまっていることにより、当該年度の目標値には届きませんでした。

「安全な流れ」については、目標値を達成してい

^{※「}清らかな流れ」は計画の基本目標を10点としているが、単年度の目標値として、計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した値を設定している。

ますが、震災による施設の被災により河川整備済の区間延長が減少したことから、前年度と同水準に留まりました。

「豊かな流れ」については目標値を上回りました。 「豊かな生態系」についても目標値を達成しました。

③ 平成25年度に講じた施策

流域水循環計画推進会議を開催し、関係行政機 関やNPO法人等の意見交換を通して各団体間の 情報の共有・連携の強化を推進するとともに、学 識経験者等の講演会により水循環保全について普 及啓発を図りました。

また、流域水循環の健全化を促進するため、流域活動団体支援事業を活用して、物品支給や傷害保険加入等、各活動団体を支援しました。

④ 平成25年度点検評価を踏まえた課題

既に計画が策定された流域にあっては、当初に 盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新 たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の 実効性を高める必要があります。

また、新たな計画の策定に向けて、それぞれの 流域の特徴を踏まえ、具体的な施策・取組をでき る限り盛り込んだ計画を策定し、計画に沿って地 域の各主体が中心となった持続的な水循環保全活 動が図られるよう進行管理を行う必要がありま す。

計画の実効性を高めるためには、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起し、NPO法人等を核とする地域連携活動の仕組みづくり等を支援し

ていくことが重要です。

⑤ 今後の施策の方向性

既に策定した鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域の水循環計画に基づく事業の進行管理を行っていくとともに、残余の2流域(南三陸海岸流域、阿武隈川流域)については、平成25年度策定予定としていましたが、両流域とも東日本大震災の被害区域を含んでいること、東日本大震災公共土木施設等復旧方針(県土木部)で平成29年度に災害復旧を完了することとしているため、現時点では計画策定を延期することとしています。

これにより、計画の進行管理と新たな流域計画 の策定作業とを並行して進めていくことになるた め、将来を見据えながら、現場と望ましい将来像 を意識し、実効性ある「計画づくり」、「運用」、「評 価 | 及び「見直し | の作業を進めます。

これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携及び各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起するため、継続的に「流域の関係者を参集した推進会議」を開催するとともに、流域における民間団体の活動を技術面や物資で支援します。